

## ◆改善事例 スポーツジムに対する申入れ

事業者名：フィットイージー株式会社

事業内容：スポーツジム

申入対象：ホームページ上の「Fit Easy 利用規約」の是正

申入開始日：2020（令和2）年12月22日

申入終了日：2023（令和5）年11月21日

対象条項と申入れ根拠条文（消費者契約法につき「法」という。）：

- 1 ホームページ上の「Fit Easy 利用規約」の是正 ← 法8条1項1号、3号、法8条の2、法9条1号、2号、法10条、民法548条の4

	Cネット東海の主な申入れ内容	回答（結果）
1	<p>◆ 従前の「Fit Easy 利用規約」 （20条1項、3項）</p> <p>第20条【賠償責任】</p> <p>1. 当クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当クラブは、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 当クラブの駐車場および共同駐車場で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当クラブは一切の責任を負いません。</p> <p>4. （略）</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>規約第20条1項を法8条1項1号に適合するよう改訂して下さい。</p> <p>規約第20条3項を法8条1項3号に適合するよう改訂して下さい。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>規約20条1項は、事業者に帰責事由がある場合にも全て免責させるもので、法8条1項1号に違反している。</p> <p>規約20条3項は、事業者に過失や、設置・保存上の瑕疵がある場合でも、全て免責させるもので、法8条1項3号に違反している。</p>	<p>第18条(事故時の責任)</p> <p>1. 当クラブ内(第5条第1項に定めるとおり、施設のみならず、駐車場、駐輪場、敷地等の管理区域を含みます)で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当クラブは、その責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>2. 会員は、自己の責に帰すべき事由により、当クラブ、他の会員その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害に関する責任を負います。</p> <p>3. 会員は、前項の場合、遅滞なく当クラブに連絡し、当クラブの指示に従い、損害賠償、原状回復等の必要な措置を講じるものとします。</p>

<p>2</p>	<p>◆ 従前の「Fit Easy 利用規約」 (11条6項及び14条3項)</p> <p>第11条【退会】</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. プレミアム会員(1年間継続契約)が1年未 満で退会した場合は、別途契約解除料を所属店 舗にて支払わなければなりません。</p> <p>第14条【除名】</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 当クラブから除名された会員に対しては、当 クラブは、前納分または既払分の会費等があっ ても、これを返還することはいたしません。</p> <p>4. (略)</p> <p>◆ 申入れ内容 規約第11条6項を法9条1号に適合するよう 改訂して下さい。</p>	<p>第11条(退会)</p> <p>1. 会員が自己の都合により当クラブを退 会するときは、別に定める期日までに、 所定の手続を行うことにより、当月の末 日をもって退会することができます。な お、会員は、当クラブに対し、退会日ま での諸費用を支払う義務を負います。</p> <p>2. 当クラブは、1 か月前までに予告する ことにより、本規約に基づく会員との契 約を任意に解約することができるもの とします。</p> <p>第14条(除名)</p> <p>1. 当クラブは、会員が次の各号のいづれ かに該当した場合は、会員を当クラブか ら除名(契約解除)することができます。</p> <p>(1) 遵守事項(第8条)を含む本規約その他 の規則を遵守しない場合。</p> <p>(2) 入会資格(第5条)を充足していないこ と、入会に際して虚偽の申告があったこ と、または入会に際して入会資格に関わ る重要な事実を故意に申告しなかった ことが判明した場合。</p> <p>(3) 当クラブの秩序を乱し、または名誉・ 信用を傷つけた場合。</p> <p>(4) 当クラブの施設・器具・備品を故意に 破損した場合。</p> <p>(5) 諸会費の支払いを連続して2か月怠っ た場合。</p> <p>(6) 破産または民事再生の申立て、任意整 理の申出があった場合。</p> <p>(7) その他、当クラブが会員としてふさわ しくない判断した場合。</p> <p>2. 前項に基づく除名により、会員に損害 が生じた場合であっても、当クラブは、 その損害を賠償する責任を負わないも のとしします。</p>
----------	--	---

規約第14条3項を法9条1号に適合するよう改訂して下さい。

◆申入れ理由

1年の契約期間があるとはいえ、プレミアム会員が13か月未満で退会・解約した場合には、同時期までのスタンダード会員の支払会費累計額に比し、9480円（1か月目の退会）から3760円（12か月目の退会）、常にプレミアム会員が支払うこととされる支払会費累計額と契約解除料との合計額の方が高額になる。

プレミアム会員が13か月未満で退会することによって貴社に発生する損害は、退会月までの割引金額相当額と思料されるから、規約11条6項は、法9条1号に違反している。

規約14条3項は、除名の場合に前納会費または既払い会費を一律に返金しない旨定めているところ、除名は、契約解除に該当し、解除後サービスの提供を受けられなくなった期間の月会費相当額を返金しないと定めているから、法9条1号のいう解除に伴う違約金を定める条項に該当し、除名の事由は、基本的に会員側に帰責事由がある場合と定められてはいるものの、事業者が発生する具体的な損害とは関係なく、除名の時期や理由にかかわらず一律に不返金と定めており、平均的損害の額を超えるから、法9条1号に違反する。

事業者との会員契約は、全くの初心者が機器の使用方法を貴社のホームページに掲載されている動画やスタッフから教示を受ける点は、機器の使用方法を教えるというサービスを提供するという観点から準委任契約に類似し、民法の規定による場合、会員は、いつでも任意に将来に向けて契約を解除することができ、運営主体（受任者）が報酬請求できるのは、履行済の部分に限られるとともに（民法648条3項）、解除に伴う損害賠償の請求も、不利な時期においてやむを得ない事由がないにもかかわらず会員が解除した場合に限られる（民法651条）。事業者の規約は、かかる事由を考慮しておらず「平均な損害の額を超える」ものに該当する。

貴社との会員契約は、機器の使用方法を習得した会員が利用するために有償で機器を借りる点は動産の賃貸借に類似し、規約11条に退会という形で、会員から解除が出来ることとされているか

<p>3</p>	<p>ら、民法618条のいう「一方又は双方がその期間内に解約をする権利を留保し」ている期間の定めのある動産賃貸借契約にあたり、解約申入れの日から1日を経過することで終了する（民法617条1項3号）。事業者は、会員に対し、店舗で機器（動産）を使用させることを約し、会員は、貴社に対し、その使用に対し対価を支払うこと及び使用後は返還することを約しているといえ、機器（動産）の利用（可能な状態）と月額会費が対価関係にある。会員契約が解除により、将来に向かって効力を失えば、会員は機器（動産）の利用が出来なくなるとともに、それ以降の賃料（会費）支払い義務は消滅する。1年契約という名目で、貴社に対し、将来1年分の賃料（会費）を先払いしている場合、解除により会員契約の効力が消滅すれば、貴社には、契約期間未到来分の賃料（会費）を、不当利得として会員に返還する義務が生じる。このことは、任意の解約申出によるか除名であるかで結論は異なる。</p> <p>事業者は、規約11条において会員に対し約定解除権を留保させているため、そもそも解除されることを想定しており、得べかりし利益は観念できない。解除権行使に伴い貴社が予め受領した解除後分の賃料（前納会費）は、貴社が利得する法律上の原因を失い、不当利得関係として、貴社は会員に対し、返還しなければならない義務を負う。解除後の期間に対応する会費は、解除がなければ貴社が得られたであろうという関係にはなく、逸失利益とはいわず、事業者側からの解除権行使（除名）の場合も、対価的均衡を失った既払賃料は、不当利得関係として、精算を要する。そのため、事業者は、会員との不当利得関係の精算を行う義務を負い、解除後の期間に対応する会費は、解除がなければ事業者が得られたであろうという関係にはなく、逸失利益とはいえない。</p> <p>◆ 従前の「Fit Easy 利用規約」 （規約6条） 第6条【会費・入会金・事務手数料等】 1. ～2.（略） 3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等をすべて支払う義務が</p>	<p>第6条(諸費用) 1. 当クラブは、所属店舗ごとに、次の各号に定めるほか、当クラブの利用等に要する費用(以下「諸費用」といいます)を</p>
----------	--	---

<p>4</p>	<p>あります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還できかねます。</p> <p>4. 所属店舗は、会費等の改定を行うことができます。その場合は1ヶ月前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとしします。</p> <p>5. 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、当クラブは会員に対し、強制的に除名とすることができます。その場合、当クラブが指定する方法で会費等の支払いを求めることができるものとしします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。</p> <p>◆申入れ内容 規約第6条3項を法9条1号、法8条の2、法10条に適合するよう改訂して下さい。</p> <p>◆申入れ理由 規約6条3項は、既払の会費等を、規約10条4項が定める休会手続を完了した会員の支払済みの月会費と休会費との差額分の返金を除いて、一切返金しないとするもので、法定の無効、取消し（錯誤、消費者契約法4条等）、解除（債務不履行解除等）の事由があっても返金しないのであれば、法9条1号、法8条の2、法10条に該当し、無効である。</p> <p>また、会費等の改定（6条4項）、利用規約等の改定（23条）、店舗の強制移籍（12条1項）、所属店舗の廃止・移転（19条）を理由とする退会や、店舗の休業・利用制限（18条）、解散（21条）の場合でも既払の前払い会費を返金しない扱いであれば、法10条に該当し、無効である。</p> <p>◆ 従前の「Fit Easy 利用規約」 （規約9条） 第9条【入館の禁止・退場】 1. 当クラブは、以下の各号のいずれかに該当す</p>	<p>定めるものとしします。会員は、諸費用が所属店舗により異なることを承諾します。</p> <p>(1) 会費:当クラブの利用料 (2) 入会金:顔認証システムID発行料 (3) 事務手数料:登録手続に要する費用</p> <p>2. 会員は、別に定める期日までに、当クラブ所定の方法により、諸会費を支払うものとしします。</p> <p>3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本規約が定める諸費用を全て支払う義務があります。一旦支払われた諸費用は、法令や本規約の定めがある場合または当クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。</p> <p>4. 当クラブは、諸費用を改定することができます。この場合、会員に対し1か月前までに告知するものとし、以後は改定後の諸費用が適用されます。</p> <p>第9条(利用制限・禁止) 当クラブは、会員が次の各号のいずれか</p>
----------	--	---

<p>る方につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。</p> <p>① 本規約(第9条を含み、これに限られない)および当クラブの諸規則を遵守しない者。</p> <p>② 当クラブにおいて、第5条に定める入会資格を欠いていると判断した者。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。</p> <p>③ 当クラブにおいて、飲酒等により正常な施設利用ができないと判断した者。</p> <p>④ 当クラブにおいて、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。</p> <p>⑤ 本規約の手続に従わずビジターを入館させた者および入館したビジター。</p> <p>⑥ 会費等の全部または一部を2か月間滞納、または支払わない月が2か月連続した者。</p> <p>⑦ 当クラブの会員で休会の申し出を行い、休会期間に該当する者。</p> <p>⑧ 上記の他、当クラブにおいて入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者。</p> <p>2. 当クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。</p> <p>◆申入れ内容 規約第9条2項を法10条に適合するよう改訂して下さい。</p> <p>◆申入れ理由 規約9条2項は、会員が入館禁止措置によりサービスの提供を受けられないにもかかわらず、サービス提供の対価である会費の支払義務を課すもので、双務契約の対価関係を失わせ、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項に該当し、かつ、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえるから、法10条に該当し、無効である。</p> <p>機器の使用方法を習得した会員が利用する場合、事業者との会員契約は、動産賃貸借契約に類似し、民法601条が、「当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡</p>	<p>に該当する場合は、当クラブの施設の利用を制限または禁止することができます。</p> <p>(1) 遵守事項(第8条)を含む本規約その他の規則を遵守しない場合。</p> <p>(2) 入会資格(第5条)を充足していないこと、入会に際して虚偽の申告があったこと、または入会に際して入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったことが判明した場合。</p> <p>(3) 体調不良、飲酒、薬物使用等により、正常な施設利用ができないと判断された場合。</p> <p>(4) 著しく不潔な身体または服装等により、他者が不快に感じると判断された場合。</p> <p>(5) 会員以外の第三者に当クラブを利用させた場合。</p> <p>(6) 諸費用の支払いを連続して2か月怠った場合。</p> <p>(7) 休会期間中の会員である場合。</p> <p>(8) その他、当クラブにおいて入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した場合。</p>
---	--

5	<p>しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約する」と、物の使用に対してその賃料を支払うと、対価関係があることを前提としている。民法620条は、「解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。」と定めており、契約の効力が消滅した後は、不当利得関係の清算と、現実が生じていた損害の賠償という形で処理されることになる。対価関係が失われた未到来期間の賃料（会費）を返還しない旨の規定は、民法620条、民法703条以下の規定に反しており、規約は、不当利得返還請求権（消費者の権利）を不当に制限している。</p> <p>◆ 従前の「Fit Easy 利用規約」 （規約11条）</p> <p>第11条【退会】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員が自己都合により当クラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人を通して、所属店舗に来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス、WEB等による申し出は受け付けられません。</li> <li>2. 退会手続は、退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。 各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。</li> <li>3. (略)</li> <li>4. 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。</li> <li>5. 会費等は、月の途中で退会手続を取ったとしても、10日までに手続きした場合は当該月分を全額、11日以降に手続きした場合は翌月までの分を全額支払わなければなりません。</li> <li>6. (略)</li> </ol> <p>◆ 申入れ内容</p> <p>規約第11条1項を法10条に適合するよう改訂して下さい。</p> <p>規約第11条2項及び5項を法9条1号、10</p>	<p>第11条(退会)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員が自己の都合により当クラブを退会するときは、別に定める期日までに、所定の手続を行うことにより、当月の末日をもって退会することができます。なお、会員は、当クラブに対し、退会日までの諸費用を支払う義務を負います。</li> <li>2. 当クラブは、1か月前までに予告することにより、本規約に基づく会員との契約を任意に解約することができるものとします。</li> </ol>
---	--	---

条に適合するよう改訂して下さい。

規約第11条4項を法9条2号、10条に適合するよう改訂して下さい。

◆申入れ理由

規約11条1項は、会員の退会の意思表示の方法を合理的な理由なく、所属店舗への来店と、所定の退会届の記入提出に限定しておりますが、民法等私法の一般原則からは、意思表示の方法は口頭、郵便、その他の方法で行うことができることと比べると、消費者の権利を制限する条項といえ、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものにも該当するから、法10条により無効である。

規約11条2項及び5項は、会員が退会する意思表示の受付期間を毎月10日までと限定し、11日以降当月末までの退会の意思表示については効力発生時期を翌月末へ先延ばしし、もって、サービスの提供を受け得ない期間について月会費を不当利得しようとするものといえる。法9条1号が規定する解除に伴う損害賠償の予定を定めた条項に該当し、会員の施設利用その他のサービス享受はなく、事業者が発生する損害は考え難いことから、法9条1号に違反し無効である。

フィットネスクラブの利用契約は、民法の準委任契約類似の契約関係といえ、民法の規定による場合は、会員は、いつでも任意に将来に向けて契約を解除することができる。他方、運営主体（受任者）が報酬請求できるのは、履行済の部分に限られるとともに（民法648条3項）、解除に伴う損害賠償の請求も、不利な時期においてやむを得ない事由がないにもかかわらず会員が解除した場合に限られる（民法651条）。規約11条2項及び5項は、会員の退会申出の効力発生時期を翌月末日に遅らせる点で、消費者の契約解除権を制限しているが、効力発生時期を遅らせる合理的な理由は見いだせない。また、本条項は、退会の理由や、退会申出後の利用の有無を問わず、一律に翌月分の月会費の支払義務を負わせる点で、不合理に消費者の義務を加重していますから、民法と比して、消費者の権利を制限するとともに義務を加重する条項として、法10条によって無効である。

規約11条4項は、退会しようとする会員が、未納会費全額を支払わなければ退会を認めないと



<p>6</p>	<p>するもので、フィットネスクラブの利用契約は、民法の準委任契約類似の契約関係であり、会費の支払義務と利用契約の解除（退会）とは連動しないし、会員は、いつでも任意に将来に向けて解除することができる」とされている。民法と比して、消費者の権利を制限するとともに義務を加重する条項として、法10条によって無効である。加えて、会員の退会申出にもかかわらず、未納会費を完納するまで月会費相当額の支払義務を負わせることは、実質的には、法9条2号の消費者が金銭債務の不履行に対する遅延損害金（損害賠償の額の予定又は違約金）を定める条項に該当する。通常想定される未納会費の金額で考えれば、年14.6%を上回ることは明らかであり（例えば、未納料金が1か月分で年1200%、2か月分で年600%、3か月分で年400%、4か月分で年300%、6か月分で年200%、1年分の場合でも年100%の年率となる）、規約11条4項は法9条2号に実質的に違反している。</p> <p>当団体が申入書において準委任契約に類似と指摘したのは、全くの初心者を手とする場合に、貴社が機器の使用方法をホームページに掲載している動画やスタッフから教示する点に着目したからである。これを、機器の使用方法を習得した会員が利用するために有償で機器を借りる点に着目し、動産賃貸借契約に類似するとしても、結論において大差ない。フィットネスクラブの利用契約は、民法の動産賃貸借契約類似の契約関係といえ、民法の規定による場合は、会員は、規約11条により約定解除権を留保しているから、民法618条、617条により、いつでも任意に将来に向けて契約を解除することができ、運営主体（貸主）が賃料を請求できるのは、機器を利用させる義務と賃料支払義務とが対価関係にあるから（民法601条）、履行済の部分に限られ、未履行部分は、不当利得関係として処理すべきことになる。</p> <p>◆ 従前の「Fit Easy 利用規約」 （規約23条） 第23条【本規約その他の諸規則の改定】 当クラブは、本規約、細則、利用規定、その他当クラブの運営、管理に関する事項を改定するこ</p>	<p>第20条(本規約等の改定) 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を改定することができる</p>
----------	--	---

<p>とができます。また、その効力は最新の改定日をもってすべての会員に適用されます。</p> <p>◆申入れ内容 規約23条を、削除するか、民法548条の4に適合するよう改訂して下さい。</p> <p>◆申入れ理由 規約23条は、事業者が規約を自由に変更できるとするもので、変更内容についても定めがなく、効力発生時期についても、適切な方法による周知手続もなく、即時とされている。民法548条の4は、強行法規であり、仮に当事者間の合意があったとしても、強行法規違反として無効である。また、法10条は、民法等の任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効と定めているところ、規約23条は、事業者は、会員の承諾を得ることなく規約を自由に変更ことができ、会員は、変更後の規約等に従う義務を負うこととなりますが、会員に対する規約等の変更に関する周知期間や、規約等変更前に退会するか否かを判断する機会を設けないなど、事前手続を何らすることなく規約等を変更することは、実質的に、貴社が一方的かつ無制限に会員の権利・義務を事後的に変更することを可能とするもので、規約23条は、法10条により無効である。</p> <p>7 ◆ 従前の「Fit Easy 利用規約」 (規約24条) 第24条【適用法および専属的合意管轄裁判所】 この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員とFC本部との間、または会員と加盟店との間で訴訟の必要が生じた場合、岐阜地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とし</p>	<p>ものとします。この場合、当社は、会員に対し、本規約を改定する旨、改定内容および効力発生時期を告知するものとします。</p> <p>(1) 本規約の改定が、会員の一般の利益に適合する場合。</p> <p>(2) 本規約の改定が、会員との契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものである場合。</p>	<p>ものとします。この場合、当社は、会員に対し、本規約を改定する旨、改定内容および効力発生時期を告知するものとします。</p> <p>(1) 本規約の改定が、会員の一般の利益に適合する場合。</p> <p>(2) 本規約の改定が、会員との契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものである場合。</p> <p>第21条(適用法・管轄裁判所)</p> <p>1. 本規約その他の規則およびこれに基づく契約に関する準拠法は、日本法とします。</p> <p>2. 会員と本部または加盟店との間で訴訟の必要が生じた場合は、被告の住所地を管轄する地方裁判所をもって第一審の</p>
---	---	---

<p>ます。</p> <p>◆申入れ内容 規約第24条のうち、「専属的」との文言を削除してください。</p> <p>◆申入れ理由 民事訴訟法5条は、個別事件における請求や当事者の属性を考慮して、事件と最も密接に関連する土地について特別裁判籍を定めており、原告の提訴上の便宜を図っている。事業者は、フランチャイズ方式で店舗を岐阜県内に限らず展開しているが、岐阜県外の顧客との間で紛争が生じる可能性があるにもかかわらず、規約24条は、他の管轄を排除して岐阜地方裁判所のみを管轄としている。規約24は、民事訴訟法5条の適用による場合に比し、消費者の権利を一方向的に制限する内容となっており、法10条により無効である。</p>	<p>専属管轄裁判所とします。</p>
---	---------------------